徳島県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第４項の規定により次のとおり公示する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目８番１号

２　構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事 務 所	所　　在　　地
岡山事務所	岡山市北区内山下一丁目３番19号

変更後

事 務 所	所　　在　　地
岡山事務所	岡山市北区磨屋町３番10号

３　変更する日

令和８年11月２日